(熊本市版)

改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書に添付する書類

補助金交付申請の際に必要な書類のうち『改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書』の発行は都市建設局建築指導課で行います。様式に下記に掲げる必要書類を添付し(正副2部)、都市建設局建築指導課の窓口にて提出してください。建築物が、要緊急安全確認大規模建築物であるかを確認した結果は、提出された書類(副)と共に後日、所有者様あてに回答いたします。

改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物 であることの確認書に添付する書類一覧表	
(1)所有者を確認す るための書類	下記「ア」と「イまたはウのいずれか」を添付 ア 確認対象建築物の登記事項証明書(現在事項証明書) イ 所有者が個人のときは、当該個人の住民票
	ウ 所有者が法人のときは、当該法人の登記事項証明書 ※いずれも、提出日の3か月以内に発行された原本を提出してください。ただし、 副に添付するものは写しで可。
(2)建築年月日を確 認するための書類	下記「ア」、「イ」、「ウ」のいずれかを添付
	ア 確認対象建築物の検査済証の写し(検査済証交付済証明でも可) イ 建築計画概要書の写し ウ その他、建築年月日を確認するための書類 ※いずれも、増築等があった場合は、確認済証(建築確認通知書)交付年月日が 昭和56年5月31日以前である全ての書類を提出してください。
(3)規模及び用途等 を確認するための図 書等	下記「ア」及び「イ」を添付
	ア 各階平面図 ※増築等があった場合は、既存部分と増築部分の範囲をそれぞれ区分して明記 してください。
	イ 面積表(階数別用途別の床面積がわかるもの) ※書式は任意です。独立部分ごと、かつ用途別に整理してください。 ※増築等があった場合は、既存部分と増築部分ごとに整理してください。
(4)建築基準法の規 定の適合状況を確認 するための書類等 (該当する建築物の み)	I 定期報告対象建築物の場合 ①建築物のみが定期報告対象となる場合は、下記「ア」を添付 ②建築設備についても定期報告対象となる場合は、下記「ア及びイ」を添付
	ア 直近の定期調査報告書受理証の写し又は定期調査報告概要書の写し イ 直近の定期検査報告書受理証の写し又は定期検査報告概要書の写し
	II 定期報告対象建築物以外の場合で検査済証の交付を受けていない場合 下記「ア」を添付
	ア 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書の写し (平成20年3月10日国土交通省告示第282号の別表に基づき、建築士が当該建 築物を調査した結果の報告書)
(5)違反建築物の是正状況及び今後の	下記「ア」または「イ」のいずれかを添付
是正計画 (<u>該当する建築物の</u> <u>み)</u>	ア 違反箇所の是正状況を示した報告書 イ 是正計画(全ての違反箇所を是正するための改修等の工事の概要及び完了 時期を示すものであって、速やかに工事を完了させる計画)

上記書類の提出は、対象建築物の所有者が行わなければなりません。ただし、所有者からの委任状があるときは、当該委任状の提出により、所有者以外の方も上記書類の提出を行うことができます。